



最高裁秘書第2800号

平成29年6月19日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成28年9月26日付け（同月27日受付，最高裁秘書第3062号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

59期から69期までの司法修習生に関する以下の文書

- (1) 精密検査が必要と判定された結果，最高裁判所での健康診断を実施した人の数が分かる文書
- (2) 採用選考申込者のうち，修習に耐えられる健康状態ではないという理由で不採用になった人の数が分かる文書
- (3) 採用申込みに当たって虚偽の申告をしたという理由で採用内定が取り消された人の数が分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の(1)から(3)までの各文書は，いずれも作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

